

承認第1号

専決処分事項の承認について

和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和元年6月17日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和元年 6 月 5 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____
損害賠償の額	1, 0 2 7, 9 6 4 円
事故の概要	平成 31 年 1 月 4 日 午後 1 時 10 分ごろ、橋本市民会館北側の月極駐車場北側出入口付近において、駐車場出口から左折して道路に出ようとした際、左前方確認を怠ったため、左側から道路を直進してきた相手方車両の右側面に衝突し、相手方が負傷し、もって相手方に損害を与えた。